



平成29年度

扶養認定基準研究会

活動計画

平成29年6月20日

参加健保一覧 37健保45名 (男8名女37名)

	健保名	健保名	健保名
担当理事	日本ヒューレット・パッカー	ブリヂストン	小田急グループ
リーダー	第一三共グループ	ブリヂストン	パナソニック
サブリーダー	日本アイ・ビー・エム	ファイザー	山崎製パン
サブリーダー	ディスコ	日本マクドナルド	コスモスイニシアグループ
サブリーダー	トランスコスモス	近畿日本ツーリスト	サノフィ
サブリーダー	ノバルティス	ヤマハ	日立
サブリーダー	MSD	TDK	三越伊勢丹
サブリーダー	オリンパス	丸井	サッポロビール
サブリーダー	第一三共グループ	ヤマトグループ	東京ガス
サブリーダー	ポッシュ	日本マクドナルド	ニチレイ
	日本郵船	ニコン	ソニー
	ジャックス	日本中央競馬会	太陽生命
	麒麟ビール	三越伊勢丹	協和発酵キリン
	ディスコ	野村證券	イオン
	エーザイ	豊田通商	小松製作所

研究会活動計画①

1. 6月～7月の活動

マイナンバーについて情報交換

- ・6月→・基礎的部分の講義(メンバーを講師としての全体会)
 - ・班別情報共有(ベンダー別班分け)
- ・7月→・健保連による講義(運用上の法的な留意点等)
 - ・1回目の情報共有等に基づき質問会

2. 9月以降の活動

- ・全体会及び班単位での情報交換
- ・班別会議は、会の前半は毎回くじ引きでメンバーを決定する方式。サブリーダーくじと、参加者くじを2種用意して、必ずサブリーダーが班に入るようにする。
- ・後半については班を固定化するかどうか、今後取り組むテーマ、活動方針によって決定していく。

＜予定されているテーマ＞

- ・収入確認の方法
- ・自営業者の認定
- ・就労可能年齢者の認定
- ・親の認定
- ・外国人(外国在住)

研究会活動計画②

	開催日	開催場所	テーマ
第1回	5月19日	丸井健保会館	自己紹介等
第2回	6月16日	虎の門ヒルズ会議室	マイナンバー①
第3回	7月20日	丸井健保会館	マイナンバー②
第4回	9月15日	TDK柳橋倶楽部	
第5回	10月20日	丸井健保会館	
第6回	11月17日	丸井健保会館	
第7回	12月15日	丸井健保会館	
第8回	1月19日	TDK柳橋倶楽部	
第9回	2月16日	TDK柳橋倶楽部	
第10回	3月16日	丸井健保会館	

※9月以降は変更になる場合があります。

研究会活動目的

扶養認定基準研究会

当研究会は毎年参加人数が多く、そのため参加メンバーを小集団のグループ編成を行い参加者が聞きたい題目で意見交換を中心とした研究会活動を行っています。その一方健康保険法や通知・通達の解釈や認定判断に利用できるツールなどの説明を全体で共有しています。また参加者の多くが適用担当者のため自健保での疑問や判断に迷うケースなどをタイムリーに相談できるメリットがあります。(保険者機能を推進する会HPより)

なぜ、判断に迷うのか？

健康保険法、施行令、施行規則及び関連通達に基づき判断すれば、どこの健保組合でも、どの担当者でも、同じ判断になるはずではないのか？

研究会活動目的

被扶養者に関する法令・通知

健康保険法第3条第7項各号

「主としてその被保険者により生計を維持するもの」

※続柄及び同居／別居要件は省略

「主として」「生計を維持」とは
どういうことなのか？

収入がある者についての被扶養者の認定について(昭和52年通知)

・同居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者の年間収入の1/2未満」

・別居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者からの援助に依る収入額より少ない」

※認定対象者が60歳以上又は障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読替

この収入基準さえ満たしていれば
「被扶養者」なのか？

収入要件で判断することが

「実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、

社会通念上妥当性を欠く」場合、

「具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定」

を行う必要がある

「実態と著しくかけ離れた」
「社会通念上妥当性を欠く」
とは？

「具体的事情に照らし
最も妥当と認められる認定」
というのは？

法令通知の解釈にぶれが生じやすいため
判断に迷う事例が多い

研究会活動目的

扶養認定は、
「家族」の「事実・実態」を「将来に向かって」判断するもの

個々の実態に応じ
判断する必要があるため
「一律の基準」を定められない

運用上の
ジレンマ

「一律の基準」がないため
「事実・実態」の判断に
ぶれが生じやすい

・自由心証主義的考え方
(「詳しく証拠や認定の法則を
決めても、実態に合った
事実認定をすることは困難であり
かえって弊害がある」
という考え方)

・基準がないので
「統一された厳密な運用」ができない
・何をもとに「事実・実態」を
判断すればいいのかわからない
・未来のことを証明する書類はないので
過去の「事実・実態」をもとに
未来の「事実・実態」を推測する
しかない

「家族の在り方」「ライフスタイル」「雇用形態」などの多様化により、
事務担当者はますます難しい判断を迫られるようになっている

研究会活動目的

「認定できるかどうか、どうやって確認すればいい？」
「不認定になった家族が納得してくれない...
どう説明すれば納得してもらえる？」
など、担当者の悩みを解決するための情報交換

他健保の被扶養者認定の考え方、ノウハウの共有

個人番号の運用についての勉強会、情報交換

**健保組合職員の知識の向上
適正かつ効率的な扶養認定事務の実現に向けて
活動しています！**